



支部ニュース

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
相模原支部発行
相模原市中央区中央3-8-8
(桐生ビル2F)
TEL 042-751-9396

迎春



・写真は「富士山」

年間標語

小さなヒヤリも大事な気づき
声に出して災害ゼロ



年 頭 に あ た り



神奈川労務安全衛生協会
相模原支部
支部長
大村 兼司

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様に謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員各事業所の皆様には、日頃より相模原支部の運営にご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

昨年令和5年は、5月に新型コロナウイルス感染症の取扱いが感染症法の5類に移行されたことにより、徐々にコロナ前の日常を取り戻してきた1年となりました。

支部長1年目の令和4年は行事が中止されることもありましたが、2年目の昨年は相模原労働基準監督署をはじめ、諸団体並びに会員事業場の皆様のご協力のお蔭をもちまして計画した事業計画を予定通り実施することが出来ました。重ねて御礼申し上げます。

一方、全国労働衛生週間相模原地区推進大会は、台風接近の影響により開催当日での中止判断となってしまうまいりました。ご準備いただきました役員事業場、ご出席を予定いただいていた会員事業場の皆様には、大変ご迷惑をお掛け致しました。改めてお詫び申し上げます。

さて、昨年4月から第14次労働災害防止計画(以下14次防)が始まっていますが、昨年の相模原市における労働災害の発生状況は、残念ながら芳しくありませんでした。この状況から脱却するためには、一人ひとりの安全最優先の強い意思とそれを促進する職場環境の早急な整備が必要です。

会員事業場の皆様におかれましても、再度、安全衛生対策を積極的に推進いただきたいと思います。

また、14次防の狙いとしてメンタルヘルス対策、過重労働対策等の健康確保対策の推進が掲げられております。いわゆる現代病や人財不足などに伴う過重労働の対策に、これまでも増して一歩踏み込んだ活動を進め安全衛生対策を行っていくことは、事業者としての責務です。従業員の心と体の健康を確保することは、企業の財産である一人ひとりの価値を向上させると共に人財確保の観点でも有効であり、結果として企業力向上に繋がります。まさに、輪となった活動が大切だと考えています。

更に、今年は『2024年問題』への取組みが重要な年でもあります。荷主会社や発注会社は輸送会社や発注先会社の立場に立ち、課題に対しては協働で考え解決していく、そうした企業姿勢が求められることになります。長時間労働による様々な労働災害を防止すべく、相互理解による連携した取組みを進め、安全第一と法令遵守を実践して行きましょう。

毎日、家を出た時と同じ笑顔で帰宅する、そのために今年も各種安全衛生の取組みに皆様と共に尽力して参りますと共に、今年は労働災害が減少に転じることを心から願っております。

本年も、会員事業場の皆様一人ひとりが安全にそして健康で生き生きと働ける職場を実現するため、相模原労働基準監督署をはじめ諸団体のご協力をいただきながら、積極的に事業計画を推進して参ります。皆様のご理解とご支援を賜りますよう、どうぞ宜しくお願い申し上げます。最後に、会員事業場の皆様のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

会社を取り巻く環境測定のお手伝い

- ◎作業環境測定 ◎排ガス測定
- ◎空気中の溶接ヒューム(マンガン)濃度測定
- ◎定量的フィットテスト(令和5年4月1日から義務化)
- ◎水質・大気・騒音・振動・臭気測定
- ◎土壌調査等
- ◎排気装置点検代行業務
- ◎その他、各種分析測定

MHI_{FS} MHIファシリティサービス

作業環境測定機関登録 第14-45号
計量証明事業登録 濃度32号・音圧レベル第4号
振動加速度レベル第17号
土壌汚染状況調査 指定調査機関
建築物空気環境測定事業登録

名称：MHIファシリティサービス(株)
首都圏工場サービス部 相模原環境G

〒252-5293 相模原市中央区田名3000(三菱重工業(株)内)
TEL 042-762-1035 FAX 042-762-7740

「更に、一層幅広いお客様のニーズにお応えするため工場・施設管理部は会社分割となりました。詳細はHPをご覧ください。」



相模原労働基準監督署

署長
荻野 憲一

明けましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げますとともに、神奈川労務安全衛生協会 相模原支部様、及び会員企業の皆様におかれましては、日頃から労働基準行政及び当相模原労働基準監督署の業務運営に対し、御理解と多大なる御協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、国外では残念ながら平和を脅かす戦乱や軋轢が絶えず、現在も不安定な世界情勢が続いていますが、国内ではここ数年猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せ、社会生活がほぼ通常に戻ったところであり、円安や物価高が懸念材料ではあるものの、経済活動は回復しつつあり、株価も高騰して明るい兆しが見えておりますこと、併せてお慶び申し上げておきたいと思えます。

しかし、年明け早々から、国内で能登半島の地震災害や羽田空港での航空機事故など天災地変、事故、事件が立て続けに発生しております。被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、ここで労働災害の発生状況に関して簡単に触れておきます。

直近の集計結果によれば、相模原署におきましては、令和5年の休業4日以上之死傷災害は、コロナ感染災害を除いたとしても、全体としてはやや減少しております。

一方、死亡災害に関しては、令和5年、神奈川県下では建設業を中心に多発することとなりました。相模原署におきましても、昨年秋以降死亡災害が急増し、前年の2件から倍増し、4件の発生となりました。

このような状況を受け、相模原署では昨年来独自のリーフレットを複数作成し、また、各労働災害防止団体様が取り組む年末年始の労働災害防止活動等に呼応した「署長メッセージ」の発出を行うなど、労働災害の防止のための周知・啓発活動等を展開してまいりました。

さらに、現在、冬期の降雪・路面凍結による転倒災害等の防止のため、重点取組期間（令和5年12月1日から本年2月末まで）を設定し、通勤災害を含む労働災害の防止に向け、取り組んでいるところです。

労働災害防止という最大の目標の実現のためには、皆様の御協力が不可欠です。

今年も、各職場における自主的な安全衛生活動の活性化等につき、引き続き御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

加えてもう一点、「働き方改革」の推進についても申し上げておきたいと思えます。

労働基準法の改正により、時間外労働の上限規制の見直しが図られました。今年の4月からは、自動車運転者、医師、建設業に対しても原則として時間外労働上限規制の適用がなされます。これらの業界が大きく変化することが想定されることから、「2024年問題」としてマスコミに取り上げられることが多くなっております。

業種によりますが、多くの皆様が「荷主」になりうるものと思えます。「荷主」企業の皆様におかれましては、出入りの運送事業者、そこで働くトラックドライバーの長時間に及ぶ荷待ちを解消するための環境整備等について、改めて御配慮いただきたくお願い申し上げます。

また、皆様の各職場におかれましては、既にお取り組みいただいていることとは思いますが、長時間労働の抑制、休日の確保、賃上げ等の「働き方改革」をより一層推進していただき、もって、神奈川労働局のスローガンである「すべての人がいきいきと働けなかなわ」の実現へ向け、これも御協力をお願いいたします。

最後に、皆様方の益々の御発展と労働災害の根絶、加えて世界平和をお祈り申し上げ、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。

地域医療支援病院

がん診療連携拠点病院

災害拠点病院

臨床研修指定病院

神奈川県厚生連
相模原協同病院

診療科目

内科/呼吸器内科/循環器内科/消化器内科/外科/呼吸器外科/精神科/心臓外科/血管外科/糖尿病・代謝・内分泌内科/血液内科
リウマチ科/消化器外科/小児科/乳腺外科/皮膚科/泌尿器科/産婦人科/歯科口腔外科/腎臓内科/整形外科/脳神経外科/眼科/形成外科
耳鼻咽喉科/リハビリテーション科/放射線診断科/放射線治療科/病理診断科/臨床検査科/麻酔科/救急科/緩和ケア内科/神経内科

移転しました 〒252-5188 相模原市緑区橋本台4-3-1 TEL 042(761)6020(代) FAX 042(713)3525

ホームページ: <http://www.sagamiharahp.com> E-mail: postmaster@sagamiharahp.com

労働基準監督署 からのお知らせ

新たな化学物質規制について

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。さらに、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）のうち、有機溶剤中毒予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが約8割を占める状況にあります。これらを踏まえ、特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入することとしたところです。

改正については令和4年5月31日、令和5年4月1日と順次施行されているところですが、令和6年4月1日に施行となる事項がありますので、ご確認をいただき、ご対応をお願いいたします。

各種健康診断に係る結果報告等について

労働安全衛生法等に定められた各種の健康診断を行ったときは、その結果に基づき個人票を作成して保管するとともに、その都度、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に遅滞なく提出する必要があります。

1 報告書の種類について

事業者が所轄労働基準監督署長に提出しなければならない各種健康診断に係る結果報告書等には、次のものがあります。

- ①定期健康診断結果報告書（常時50人以上の労働者を使用する場合）
- ②有機溶剤等健康診断結果報告書
- ③鉛健康診断結果報告書
- ④特定化学物質健康診断結果報告書
- ⑤石棉健康診断結果報告書
- ⑥高気圧業務健康診断結果報告書
- ⑦電離放射線健康診断結果報告書
- ⑧四アルキル鉛健康診断結果報告書
- ⑨除染等電離放射線健康診断結果報告書
- ⑩有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（※1）
- ⑪指導勧奨による特殊健康診断結果報告書
- ⑫じん肺健康管理実施状況報告（※2）
- ⑬心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（常時50人以上の労働者を使用する場合）（※3）

※1 下記「2. 歯科健康診断について」を参照。

※2 じん肺健康管理実施状況報告については、当該健診の実施有無に関わらず、毎年12月31日現在における管理の状況を翌年2月末日までに提出。

※3 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書は、1年以内ごとに1回提出。

新たな化学物質規制に関するチェックリスト					
新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。					
分類	関係事項	項目	対応	チェック	施行期日
化学物質管理関係の取組	労働安全衛生法第57条の2第3項	ラベル表示・SDS等による労働者の健康被害防止	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施等がなされ、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	①	①
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施	リスクアセスメントの実施により、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	②	②
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	③	③
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	④	④
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	⑤	⑤
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	⑥	⑥
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	⑦	⑦
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	⑧	⑧
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	⑨	⑨
	労働安全衛生法第57条の2第3項	リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施（労働者の健康被害防止）	リスクアセスメントの実施結果に基づき、労働者の健康被害防止が図られることとなる。	⑩	⑩
労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑪	⑪
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑫	⑫
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑬	⑬
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑭	⑭
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑮	⑮
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑯	⑯
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑰	⑰
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑱	⑱
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑲	⑲
	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	労働安全衛生法第57条の2第3項	⑳	⑳

2 歯科健康診断について

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務に労働者を常時させる場合、事業者は当該労働者に対して、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、歯科健康診断を実施させる必要があります。また、歯科健康診断を実施したときは、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に遅滞なく提出する必要があります。

令和4年10月1日、歯科健康診断結果の報告書が新たに定められました。それに伴い、従来使用されていた定期健康診断結果報告書による報告はできなくなりました。また、常時使用する労働者の数に関わらず、当該業務のある全ての事業場が報告の対象となりました。

3 報告用紙について

報告用紙は、各労働基準監督署で配布していますが、厚生労働省のホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

からダウンロードすることもできます。ダウンロードした報告用紙を印刷する際には、以下の点にご留意ください。

- ①読取機械で直接読み取りますので、編集等は行わないでください。
 - ②印刷用紙はA4普通紙、白色度80パーセント以上のものを使用してください。
 - ③拡大・縮小はせずに、原寸大で印刷してください。
- なお、次のような用紙は、機械で読み取れないため、使用できません。
- ×規定のサイズと異なるもの。
 - ×複写機でコピーしたもの。
 - ×従来のOCR様式。

4 報告書の提出について

各種健康診断に係る結果報告書について、昨年実施分のものが未提出となっている事業場は、早急にご提出いただきますようお願いいたします。

冬期の転倒防止に集中！！

現在、神奈川労働局及び各労働基準監督署では、「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川2023」を推進しています。また、当署では特に冬期における転倒災害等防止についてリーフレットを作成しております。事業者の皆様には、通勤時を含む転倒や交通事故を防ぐため、再度点検いただきますようお願いいたします。

労働災害発生状況について

神奈川県下における労働災害の発生状況は、死亡者数が40人（12月末現在）で、前年同期に対し11人の増加となりました。休業4日以上死傷災害は6581件（11月末現在）で、前年同期に対し189件の増加となりました。

相模原労働基準監督署においては、先般、皆様方に要請をさせていただいたとおり、死亡災害が急増（4人（12月末現在））し、前年同期に対し2人の増加となりました。死傷災害は543件（11末日現在）で前年同期に対し10件の減少となりました。

神奈川県下及び相模原労働基準監督管内の死亡災害は、14次労働災害防止計画の初年度であるにもかかわらず、急増することとなったことから、2年目を迎える令和6年度においては、より一層の労働災害防止活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

（三船安全衛生課長 記）

冬期の転倒 交通事故に要注意!

雪が降った日とその後の路面凍結が消えるまで...

Check!

- ☐ 二輪車（自転車・バイク）の利用は差し控えましょう！
- ☐ 滑りにくい靴（かかとが低く、底面がゴム製や溝が深い物など）を履きましょう。
- ☐ 転倒時に備えた服装（厚手の手袋や帽子、腰を覆うコート、リストバンド、肘当てなど）に心がけましょう。
- ☐ リュックサックやたすき掛けのカバンを使用し、なるべく両手は空けましょう。
- ☐ いつもよりも時間的余裕をもって家を出ましょう。
- ☐ 遠回りでも滑りにくい場所を選んで通行しましょう。
- ☐ 歩幅を小さく、足裏全体で着地して、重心を落として、ゆっくり歩きましょう。

ポケットに手は入れないで！ スマートフォン見ながら歩きは厳禁！

相模原労働基準監督署

経営首脳者セミナー



11月24日（金）に相模原市民会館3階第1大会議室において令和5年度 相模原労働災害防止団体連絡協議会4団体共催での「経営首脳者セミナー」を開催致しました。

当日は会員事業場の事業運営に携わっている経営首脳者42名の参加がありました。

開会に当たり主催者を代表し神奈川労務安全衛生協会相模原支部支部長並びに相模原労働災害防止団体連絡協議会 会長である日産自動車㈱の大村から挨拶の予定でしたが体調不良により欠席のため加藤様に代理で挨拶をいただきました。

その後、神奈川労務安全衛生協会本部 古屋専務理事によるご挨拶の後、基調講演として相模原労働基準監督署 署長の荻野様にご挨拶を含め『労働基準行政と今後の課題』をテーマにご講演いただきました。



セミナー第一部では、相模原労働基準監督署 安全衛生課長の三船様より『労働災害発生状況及び対策について』をテーマに講演をいただきました。労働災害の事例から原因と対策をご説明いただき、荷主の事業所が陸運事業者に対しての安全対策の必要性について深く理解することができました。

第二部では、『改正改善基準告示と労働時間管理』について労働基準監督署 第二方面主任監査官の稲富様より事細かくご説明があり、時間外労働時間の上限規制から運送業における時間の種類等を深く理解することが出来ました。荷主事業所の皆さまには、ご紹介のありました『自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト』を有効的に活用していただければ幸いです。

（浅見 記）



事務局だより

あけましておめでとうございます。

希望に満ち溢れた新年を迎えられたこととお喜び申し上げます。

1月12日に4年振りとなる安全祈願祭を大山阿夫利神社にて執り行い会員事業場の無事故無災害を祈念して参りました。

支部としても決意あらたに奮闘致しますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

当面の事業予定

《2024年度》

☆第1回新入社員安全衛生教育講習会

4月4日(木) 13:30～ 会場：市民会館 第2大会議室

☆第1回化学物質管理者研修会

4月10日(水) 9:20～ 会場：市民会館 第2大会議室

☆第2回新入社員安全衛生教育講習会

4月11日(木) 13:30～ 会場：市民会館 第2大会議室

☆第1回安全管理者選任時研修会

4月18日(木) 9:20～ 会場：市民会館 講習室

☆支部定時総会

4月25日(木) 15:30～ 会場：市民会館 第1大会議室

☆第1回職長教育講習会

5月15日(水)、16日(木) 9:20～

会場：市民会館 第2大会議室

☆第1回保護具着用管理責任者研修会

5月22日(水) 9:20～ 会場：市民会館 第2大会議室

☆第1回安全衛生推進者養成講習会

5月27日(月)、28日(火) 9:20～(2日目 13:00～)

会場：市民会館 講習室



編集後記

あけましておめでとうございます。新年を迎え、会員事業場の皆様方におかれましては、益々清祥のことと謹んでお慶び申し上げます。

2023年も話題には事欠かない年でした。

さて、今年は、いわゆる「2024年問題」とも呼ばれる働き方改革関連法の施行年です。これまで特定の業種については、時間外労働の上限規制について適用猶予期間となっていました、これが終了することとなります。物流業界でも、トラックドライバーの労働時間に上限規制がかかることで、ドライバーの給与が減少する恐れがあることや、そもそも物流そのものが立ち行かなくなることが危惧されています。建設業も同様に時間外労働の上限規制がかかるようになります。特に若年層の人材不足や工期の問題で長時間労働になりがちだったものを、働きやすい職場環境にすることで当該業務の担い手を増やすことも目的とされています。

医療業界も例外ではありません。医師の時間外労働について、2024年4月以降は上限規制が設けられることになります。これまでの勤務時間は青天井、身を削って診療を行ってきた医師ですが、今後はそのような働き方ができなくなります。もちろん、患者の皆様への影響は最小限にしなければならず、どのように働き方改革を進めれば医療を守ることができるのか、国も病院も日々議論を重ねています。

医師の人数は限られています。日本の人口は先細りで、今後劇的に人数が増える見込みもありません。そこで皆様にお願ひがあります。受診の仕方、診療における説明を受ける時間帯など、少し工夫するだけで医師の労働時間は減らすことができます。主治医の〇×先生以外も診療はできます。医師も一労働者であるということを、ぜひこの機会に意識していただき、医師の働き方改革にご協力をお願いいたします。

(北里病院 高橋 記)



相模原地域産業保健センター

～地域産業保健事業～

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。ぜひ、ご活用ください。

＜小規模事業場向けサービスの内容＞

支援は全て無料です！

- 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

詳しくは、ホームページをご覧ください (<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>) **神奈川産保** で検索

相模原地域産業保健センター
〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3
商工会館新館4階
Tel 042-707-4225 Fax 042-707-4227
E-mail : sagamiharasanpo@gmail.com

神奈川産業保健総合支援センター
〒221-0835 横浜市新奈川区鶴屋町3-29-1
第6安田ビル3階
Tel 045-410-1160 Fax 045-410-1161

独立行政法人

労働者健康安全機構

